

東京都公安委員会告示第 2128 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 7 月 15 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり

- 2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係

- 3 弁明書の提出期限

令和 8 年 8 月 12 日

- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

古館 宏祐

下川 輝

株式会社ReVie

有限会社三シルバー

今村 祐太

大野 真俊

COELHO DE ARAUJO JOSIAS

株式会社GranReform

KALUARACHCHI CHARITH KAVINDA

岩崎 竜也

放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-103-260326-206945)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-108-260322-423078)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-109-260624-202297)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-113-260601-204105)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-218-260608-419056)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-331-260624-452913)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-333-260425-202246)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-442-260603-429032)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-660-260510-204057)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-876-260624-202627)